

**総務
常任委員会**

- 委員長 鈴木 隆司
副委員長 藤井 精七
委員 角田 秀明
柏村 栄
栗崎千代松
大木 義正



審査中の総務常任委員会

〈議案第5号〉
矢吹町コミュニティ
プラザ条例の一部を改
正する条例
「社会保障の安定財
源の確保等を図る税制
の抜本的な改革を行う

ための消費税法の一部
を改正する等の法律」
が公布されたことによ
り、所要の改正を行う
もの。現在の使用料に
1.05を除いて1.08を乗じた
額で、現在の使用料か
ら10円以上増加する使
用料に改めるもの。

挙手、可決すべき

〈議案第6号〉

職員の給与に関する
条例の一部を改正する
条例

昨年10月の県人事委
員会勧告を踏まえ、ガ
ソリン価格の変動等に
よる職員の通勤手当支
給上限額を4万390円か
ら5万400円に変更。又
「武力攻撃事態等にお
ける国民の保護のため
の措置に関する法律」
の規定及び「新型イン
フルエンザ等対策特別
措置法」の制定により、
本町へ派遣される者に
支給される災害派遣手
当の災害事案として、

緊急事態をそれぞれぞ
れ追加するため所要の
改正を行うもの。

可決すべき

〈議案第7号〉

矢吹町行政財産使用
料条例の一部を改正す
る条例

「社会保障の安定財
源の確保等を図る税制
の抜本的な改革を行う
ための消費税法の一部
を改正する等の法律」
が公布されたことによ
り、所要の改正を行う
もの。土地、建物の使
用料は、算出した合計
額に消費税相当の率
を、平成26年4月1日
から、100分の105から100
分の108に改めるもの。

挙手、可決すべき

〈議案第20号〉

等5次矢吹町まちづ
くり総合計画の一部変
更について

平成26年度事業実施
計画の策定にあたって

基本計画に変更が生じ
たため

可決すべき

〈議案第21号〉

矢吹町復興計画の一
部変更について
新たに復興事業を追
加するため。

可決すべき

〈議案第22号〉

字の区域の変更につ
いて

経営体育成基盤整備
事業で施工した長峰地
区の土地改良事業にお
いて、換地計画を定め
るにあたり、区域内に
介在する東長峰、西長
峰及び松房地区内の字
の区域を変更するも
の。

可決すべき

**文教厚生
常任委員会**

- 委員長 諸根 重男
副委員長 安井 敬博
委員 熊田 宏
青山 英樹
加藤 宏樹



審査中の文教厚生常任委員会

〈議案第8号〉
矢吹町社会教育委員
に関する条例の一部を
改正する条例
「地域の自主性及び
自立性を高めるための
改革の推進を図るため
の関係法律の整備に関

する法律」が施行され
たことにより、所要の
改正を行うもの。内容
は、条例委任されるこ
ととなる矢吹町社会教
育委員の委嘱基準を定
めるもの

可決すべき

〈議案9号〉

矢吹町公民館条例の
一部を改正する条例

〈議案第10号〉

矢吹町文化センター
条例の一部を改正する
条例

〈議案第11号〉

矢吹町ふるさとの森
芸術村条例の一部を改
正する条例

〈議案第12号〉

矢吹町体育施設条例
の一部を改正する条例

〈議案第13号〉

矢吹町勤労者体育施設条例の一部を改正する条例

〈議案第14号〉

矢吹町福祉会館条例の一部を改正する条例

〈議案第15号〉

矢吹町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例

議案第9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号は、「社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布されたことにより、所要の改正を行うもの。平成26年4月1日からの使用料について、現在の使用料に1.05を除し、1.08を乗じた額で、現在の使用料から10円以上増加する使用料に改めるもの。

挙手、可決すべき

〈議案第24号〉

矢吹町体育施設の指定管理者の指定について

既定の体育施設に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、これまでどおり公益社団法人シルバー人材センターを指定管理者としたいとするもの。

可決すべき

〈議案第25号〉

矢吹町勤労者体育施設の指定管理者について

既定の勤労者体育施設に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、これまでどおり公益社団法人シルバー人材センターを指定管理者としたいとするもの。

可決すべき

産業建設
常任委員会

- 委員長 鈴木 一夫
- 副委員長 薄葉 好弘
- 委員 吉田 伸
- 竹元 孝夫
- 佐藤 幸市



審査中の産業建設常任委員会

〈議案第16号〉

矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例

〈議案第17号〉

矢吹町都市公園条例

の一部を改正する条例

〈議案第18号〉

矢吹町下水道条例の一部を改正する条例

〈議案第19号〉

矢吹町水道事業給水条例の一部を改訂する条例

議案第16号、17号、18号、19号は、「社会

保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布されたことにより、所要の改正を行うもの、使用料の算定方法について、算出した合計額に消費税相当の率を乗じており、平成26年4月1日から、その率を100分の105から100分の108に改めるもの

可決すべき

〈議案第23号〉

矢吹町道路線の認定について

滝八幡9号線、一本

本32号線、新町西線の3路線を、町道路線の認定をするもの

可決すべき

〈議案第26号〉

矢吹町農村公園の指定管理者の指定について

既定の三城目、神田、田内農村公園施設に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、これまでどおり地元行政区を指定管理者としたいとするもの。

可決すべき

〈陳情第1号〉

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

国県の関係機関に、福島県の最低賃金を「日本再興戦略」並びに「経済財政運営と改

革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意内容に沿った引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるもの。

採択すべき

最終日（17日）本会議で全議案可決、採択されました。

